

# 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 法務省

22年度成立予算における政策評価体系図 【基本計画(21年12月策定)】	
I. 基本法制の維持及び整備	
1. 基本法制の維持及び整備	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	
2. 司法制度改革の推進	
(1) 総合法律支援の充実強化	
(2) 裁判員制度の啓発推進	
(3) 法曹養成制度の充実	
(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	
(5) 法教育の推進	
3. 法務に関する調査研究	
(1) 法務に関する調査研究	
II. 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	
4. 検察権の適正迅速な行使	
(1) 適正迅速な検察権の行使	
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	
5. 矯正処遇の適正な実施	
(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	
6. 更生保護活動の適切な実施	
(1) 保護観察対象者等の改善更生	
(2) 犯罪予防活動の促進	
(3) 医療観察対象者の社会復帰	
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	
(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	
III. 国民の権利擁護	
9. 国民の財産や身分関係の保護	
(1) 登記事務の適正円滑な処理	
(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	
(3) 債権管理回収業の審査監督	
10. 人権の擁護	
(1) 人権の擁護	
IV. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	

23年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画(23年3月改定予定)】	政策評価 調書番号
I. 基本法制の維持及び整備	
1. 基本法制の維持及び整備	
(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備	1
2. 司法制度改革の成果の定着に向けた取り組み	
(1) 総合法律支援の充実強化	2
(2) 法曹養成制度の充実	3
(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	4
(4) 法教育の推進	5
3. 法務に関する調査研究	
(1) 法務に関する調査研究	6
II. 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	
4. 検察権の適正迅速な行使	
(1) 適正迅速な検察権の行使	-
(2) 検察権行使を支える事務の適正な運営	7
5. 矯正処遇の適正な実施	
(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	8
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	9
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	10
6. 更生保護活動の適切な実施	
(1) 保護観察対象者等の改善更生及び犯罪予防活動の促進	11
(2) 医療観察対象者の社会復帰	12
7. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	
(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	13
8. 団体の規制処分の適正な審査・決定	
(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定	-
III. 国民の権利擁護	
9. 国民の財産や身分関係の保護	
(1) 登記事務の適正円滑な処理	14
(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	15
(3) 債権管理回収業の審査監督	16
10. 人権の擁護	
(1) 人権の擁護	17
IV. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
11. 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	
(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	18

## 政策評価調書(政策評価体系図)

V. 出入国の公正な管理
12. 出入国の公正な管理
(1) 出入国の公正な管理
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力
13. 法務行政における国際化対応・国際協力
(1) 法務行政の国際化への対応
(2) 法務行政における国際協力の推進
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
(1) 法務行政に対する理解の促進
(2) 施設の整備
(3) 法務行政の情報化
(4) 職員の多様性及び能力の確保

V. 出入国の公正な管理	
12. 出入国の公正な管理	
(1) 出入国の公正な管理	19
VI. 法務行政における国際化対応・国際協力	
13. 法務行政における国際化対応・国際協力	
(1) 法務行政の国際化への対応	-
(2) 法務行政における国際協力の推進	20
VII. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
14. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	
(1) 法務行政に対する理解の促進	-
(2) 施設の整備	21
(3) 法務行政の情報化	22
(4) 職員の多様性及び能力の確保	-

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:法務省		会計:一般会計																												
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)	1	2				3	4			5			6		7	8	9			10	11	12	13		14			
			(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	
<b>(組織)法務本省</b>																														
		法務本省共通費																												
	×	法務本省一般行政に必要な経費																												
	×	国際会議等に必要な経費																												
	×	審議会等に必要な経費																												
	×	登記特別会計の廃止整理に伴い必要な経費																												
1	●	基本法制整備費	●																											
		司法制度改革推進費																												
2	◆	総合法律支援の充実強化に必要な経費		◆																										
3	●	司法試験の実施に必要な経費			●																									
4	●	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費				●																								
5	●	法教育の推進等に必要な経費					●																							
	◆	日本司法支援センター運営費(前年度限り)		◆																										
7	●	検察企画調整費								●																				
8	●	矯正企画調整費									●																			
		更生保護企画調整推進費																												
11	●	保護観察及び犯罪予防の促進等の企画調整及び推進に必要な経費																●												
12	●	医療観察の企画調整に必要な経費																	●											
16	●	債権管理回収業審査監督費																			●									
17	●	人権擁護推進費																				●								
18	●	訟務費																					●							
		出入国管理企画調整推進費																												
19	●	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費																							●					
19	●	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費(成果重視事業)																							●					
		法務省施設費																												
21	●	法務省施設整備に必要な経費																												●
21	●	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費																												●
22	●	法務行政情報化推進費																												●
	×	登記事務費登記特別会計へ繰入(前年度限り)																												
<b>(組織)法務総合研究所</b>																														
	×	法務総合研究所共通費																												
6	●	法務調査研究費						●																						
20	●	国際協力推進費																										●		
<b>(組織)検察庁</b>																														
	×	検察官署共通費																												
	◆	検察費							◆																					
7	●	検察運営費								●																				
<b>(組織)矯正官署</b>																														
	×	矯正官署共通費																												
	×	矯正管区一般行政に必要な経費																												
	×	矯正研修所に必要な経費																												
	×	刑事施設に必要な経費																												
	×	少年院に必要な経費																												
	×	少年鑑別所に必要な経費																												
	×	婦人補導院に必要な経費																												
8	●	矯正管理業務費																												
9	●	矯正収容費																												
10	●	矯正施設民間開放推進費																												
<b>(組織)更生保護官署</b>																														
	×	更生保護官署共通費																												
		更生保護活動費																												
11	●	保護観察及び犯罪予防活動の促進等に必要な経費																												
12	●	医療観察に必要な経費																												
<b>(組織)法務局</b>																														
	×	法務局共通費																												
15	●	国籍等事務処理費																												
17	●	人権擁護活動費																												
		登記事務費																												
14	●	登記事務処理に必要な経費(新規)																												
14	●	登記情報システムの運用等に必要な経費(新規)																												
<b>(組織)地方入国管理官署</b>																														
	×	地方入国管理官署共通費																												
		出入国管理業務費																												
19	●	出入国管理業務に必要な経費																												
19	●	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費(成果重視事業)																												
<b>(組織)公安審査委員会</b>																														
	×	公安審査委員会																												
<b>(組織)公安調査庁</b>																														
	×	公安調査庁共通費																												
	×	公安調査庁一般行政に必要な経費																												
	×	公安調査庁研修所に必要な経費																												
13	●	破壊的団体等調査費																												

政策評価調書(個別票 -1)

【政策ごとの予算額等】

政策名	基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に即応した基本法制の整備)		評価方式	実績	番号	1
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	150,340	122,498		153,683		139,645
(補正後)	146,077	122,498				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	146,077 <0>	122,498 <0>				
支出済歳出額(千円)	124,518	82,955				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	21,559 <0>	39,543 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、刑事基本法制の整備事業を積極的に推進することとし、これに必要な経費を引き続き概算要求に計上した。					





政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:大臣官房秘書課政策評価企画室  
民事局総務課, 刑事局総務課企画調査室

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>基本法制の維持及び整備 (社会経済情勢に即応した基本法制の整備)</p>		<p>番号</p>	<p>1</p>
<p>政策の概要</p>	<p>情報課・国際課等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応する刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。</p>			
	<p>(民事関係) 平成13年度から平成21年度までに、破産法や民事訴訟改正法を始めとする合計22本の法律を成立させた。また、民法・商法等の条文を現代語化するなど、国民にとって、法令を理解、利用しやすくなる法整備も行った。 以上のように、これまでの整備活動は、我が国の経済活力の維持・向上や、国民に分かりやすい司法の実現に寄与したものと評価している。</p> <p>(刑事関係) 刑法の一部改正により、急増していた支払用カードの偽造等の犯罪を適切に処罰することが可能となり、クレジットカード不正使用被害額が減少した。また、国際捜査共助法等の改正により、迅速かつ確実な刑事共助が可能となった。 以上のように、これまでの整備活動は、社会経済情勢に対応した犯罪事象への的確な対応が一定程度可能となり、「事後チェック・救済型社会」の基盤形成に寄与したものと評価している。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>(民事関係) これまでの整備活動は、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化に寄与できたものとする。 しかし、たとえば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応委を必要とする課題は多い。そこで、これまでの取組も踏まえ、平成22年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていく。</p> <p>(刑事関係) 支払用カードに関する犯罪や国際犯罪への適切な対応が可能となり、一定の効果をあげているが、今後も以下のとおり検討していくこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 更なる捜査共助の推進を図るため、我が国と関係の深い国との間における刑事共助条約の早期締結に向けた作業を進めるほか、必要に応じた国際捜査共助法の改正等について検討する。</li> <li>2 サイバー関係の法整備及び強制執行妨害関係の罰則整備に関し、過去の国会における議論の状況等を踏まえ、どのような法整備が必要かについて検討する。</li> <li>3 両罰規定の漸進的整備とは別に、企業の刑事責任や法人制裁の在り方一般を更に見直す必要があるか等について検討する。</li> </ol>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
	<p>規制改革推進のための3か年計画</p>	<p>平成19年6月22日</p>	<p>- 9 - (1) 民事・刑事の基本法制の整備 「社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。」</p>	
	<p>「国民を守る情報セキュリティ戦略」</p>	<p>平成22年5月11日</p>	<p>- 2 - (5) サイバー空間の安全性・信頼性を向上させる制度の検討等 「サイバー犯罪条約の早期締結に向けて必要な検討を進め、また、コンピューター・ウイルス関連の法改正等の法整備を推進する。」</p>	

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	総合法律支援の充実強化		評価方式	-	番号	2
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
(当初)	19,481,511	26,206,155	31,093,256	32,256,022		
(補正後)	19,481,511	28,702,604				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	19,481,511 <0>	28,702,604 <0>				
支出済歳出額(千円)	18,697,783	25,533,815				
翌年度繰越額(千円)		0				
不用額(千円)	783,728 <0>	3,168,789 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	国選弁護人の確保等, 総合法律支援の一層の充実を図る。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	該当なし。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	該当なし。					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合法律支援の充実強化					番号	2			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて となっているもの										
	小計									
対応表に おいて となっているもの	B	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	15,551,704	14,874,962	10,757	
	B	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	15,541,552	17,381,060	404,378	
	小計						31,093,256	32,256,022	415,135	
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						31,093,256	32,256,022	415,135		



## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法曹養成制度の充実		評価方式	番号	3
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額	
(当初)	455,911	471,935	499,244	763,791	
(補正後)	444,735	465,806			
前年度繰越額(千円)					
予備費使用額(千円)					
流用等増減額(千円)					
歳出予算現額(千円)	444,735 <0>	465,806 <0>			
支出済歳出額(千円)	418,459	426,182			
翌年度繰越額(千円)					
不用額(千円)	26,276 <0>	39,624 <0>			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	(目標)司法制度改革審議会意見及びこれを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し,司法試験の合格者数を平成22年ごろに,3,000人程度とすることを目指す。 (測定方法)平成22年までの司法試験受験者数及び合格者数の増加状況を検証				
政策評価結果を受けて 改善すべき点					
評価結果の予算要求等 への反映状況					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		法曹養成制度の充実				番号	3		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織 / 勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	司法試験の実施に必要な経費	499,244	763,791	3,548	
	小計							499,244	763,791	3,548
対応表に おいて となっているもの										
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計							499,244	763,791	3,548	



## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化		評価方式	実績	番号	4
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	27,219	14,099		12,736		12,671
(補正後)	26,116	14,099				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	26,116 <0>	14,099 <0>				
支出済歳出額(千円)	13,081	6,937				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	13,035 <0>	7,162 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>達成目標 紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、認証紛争解決手続(かいけつサポート)の業務を行う事業者(認証紛争解決事業者)の数を増加させる。</p> <p>指標 民間紛争解決手続の業務の認証数</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化					番号	4		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な経費	12,736	12,671	22
	小計					12,736	12,671	22	
対応表に おいて となっているもの									
	小計								
対応表に おいて となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計								
対応表に おいて となっているもの							<	>	
							<	>	
							<	>	
	小計								
合計					12,736	12,671	22		



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:大臣官房司法法制部審査監督課  
 担当者(連絡先):石井多加子(内線5923)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>裁判外紛争解決手続の拡充・活性化</p>	<p>番号</p>	<p>4</p>
<p>政策の概要</p>	<p>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)の趣旨に従い、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続について、その拡充・活性化を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)              認証制度が実施された平成19年4月以降、毎年度、前年度増の目標を達成しているだけでなく、特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加することにより、認証紛争解決事業者の多様化が進んだことから、裁判外紛争解決手続について、その拡充・活性化を図るという所期の目標を達成することができ、本施策は有効であったものと認められる。</p> <p>(必要性)  <b>公益性</b>              司法制度改革審議会意見書は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言しており、これを実現するためには、認証紛争解決事業者数を増加させる必要がある。  <b>官民の役割分担</b>              監督官庁である法務省が、業務の認証申請をした民間事業者が必要な知識能力を備え、かつ経理的基礎を有するかについて審査し、反社会的勢力の排除等、欠格事由の該当の有無を確認した上で認証処分を行うことにより、民間事業者が行う裁判外紛争解決手続(民間紛争解決手続)の公正性及び適正性を確保する。  <b>国と地方の役割分担</b>              民間紛争解決手続の業務を対象とした法務大臣による認証及び認証紛争解決事業者に対する監督は、法務省本省のみで行う。  <b>民営化・外部委託の可否</b>              民間紛争解決手続の業務を認証するに当たっては、利用者の権利利益の保護の観点から、その業務の適正性を確保するために必要となる一定の基準・要件を満たしているか、厳格に審査することが要請される。したがって、認証制度を所管する法務省が行う必要があり、民営化・外部委託を行うことはできない。  <b>緊要性の有無</b>              司法制度改革審議会意見書は、「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言しており、これを実現するためには、認証紛争解決事業者数を増加させ、紛争解決手段の選択肢を多様化させることが不可欠であることから、緊急性の高い施策であるといえる。  <b>他の類似施策(他省庁分を含む)</b>  <b>金融ADR</b>              社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否&lt;継続事業のみ&gt;              全国的に見れば認証紛争解決事業者数は未だ十分とはいえないため、本施策については、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>(効率性)  <b>コスト</b>              12,736千円(平成22年度予算額)  <b>手段の適正性</b>              認証紛争解決事業者数の増加は、国民にとって、身近な紛争解決のための手段としての選択肢の増加に直結するものであり、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るために不可欠な要素であるということができ、有効な手段であると考えられる。  <b>費用対効果分析など効果とコストとの関係に関する分析</b>              民間事業者が行う裁判外紛争解決手続が公正かつ適正に実施されるには、認証申請に対する審査事務を厳格に行う必要があるが、同時に認証紛争解決事業者数を増加させようとするれば、相応の事務コストを要することになるため、認証の取得を検討している機関・団体等向けに申請書のフォーマットや申請書作成の留意事項を含む資料集を配付したり、ADR認証業務処理システムを使用するなどして審査事務の効率化を図っている。  <b>適切な受益者負担</b>              該当なし</p>		

(有効性)  
 これまで達成された効果, 今後見込まれる効果  
 認証制度が実施された平成19年4月以降, 毎年度, 前年度増の目標を達成しているだけでなく, 特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者が増加することにより, 認証紛争解決事業者の多様化が進んでいる。今後も認証紛争解決事業者は増加することが見込まれ, 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化に寄与することが期待される。  
 効果の発現が見込まれる時期  
 毎年度

(反映の方向性)  
 全国的に見れば認証紛争解決事業者数は未だ十分とはいえないため, 本施策については, 引き続き実施していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
認証紛争解決手続(かいけつサポート)の業務を行う事業者(認証紛争解決事業者)の数を増加させる。	民間紛争解決手続の業務の認証数	件	-	10	16	39	対前年度増	裁判外の紛争解決手続について拡充・活性化を図るためには, 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続(かいけつサポート)を選択し, そのサービスの提供を受けることができるよう, 認証紛争解決事業者数を増加させることが必要である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		司法制度改革審議会意見書	平成13年6月12日
	司法制度改革推進計画	平成14年3月19日	総合的なADRの制度基盤を整備する見地から, ADRの利用促進, 裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し, 遅くとも平成16年3月までに, 所要の措置を講ずる。

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法教育の推進		評価方式	実績	番号	5
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	16,705	15,574		8,859		8,323
(補正後)	16,481	15,574				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	16,481	15,574				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	12,822	7,546				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	3,659	8,028				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	法教育の推進を図る。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法教育の推進					番号	5		(千円)	政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて となって いるもの	A	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進等に必要な経費	8,859	8,323	486	
	小計						8,859	8,323	486	
対応表に おいて となって いるもの										
	小計									
対応表に おいて となって いるもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて となって いるもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
	小計									
合計						8,859	8,323	486		



政策評価調書(個別票 -1)

【政策ごとの予算額等】

政策名	法務に関する調査研究		評価方式	事業	番号	6
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	52,245	43,209		40,118	34,280	
(補正後)	45,919	43,209				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	45,919 <0>	43,209 <0>				
支出済歳出額(千円)	39,485	34,752				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	6,434 <0>	8,457 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法						
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、法務に関するテーマ別研究のための経費を平成23年度概算要求に計上することとした。 ・犯罪被害に関する特別研究 要求額 3,675千円 ・無差別殺傷事案に関する研究 要求額 2,486千円(22年度予算額1,404千円) ・刑事政策に関する有効適切な総合調査研究 要求額 28,119千円(22年度予算額31,387千円)					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		法務に関する調査研究				番号	6		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費	40,118	34,280	4,400
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							40,118 の内数	34,280 の内数
対応表に おいて となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							40,118 の内数	34,280 の内数	4,400



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務総合研究所  
 担当者(連絡先):山本広美(内線2814)

評価実施時期:平成22年8月

政策名	法務に関する調査研究		番号	6																															
政策の概要	再犯の傾向及び再犯者等の実態,新たな再犯防止施策,犯罪発生の社会的背景や犯行の心理的要因について幅広く調査・分析を行い,留意すべき課題を検討するなどして,法務省関係部局において,再犯防止施策等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供する。																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  本研究は,「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において掲げられた施策について,その検討に活用できる基礎資料を十分に提供することができたと考えられ,また,法務省関係機関において効果的な諸施策を検討するための基礎資料を提供するとの目的も達成したと評価できる。</p> <p>(必要性)                  社会の治安の悪化に対処し,国民の体感治安に影響する犯罪情勢を実態に即して多面的に把握するためには,再犯防止等のための諸施策が必要であり,実態を反映したデータの収集・分析,効果的な働き掛け等に関する各種基礎資料に基づいた分析を行い,その結果を実効ある諸施策の検討に反映させていくことが必要不可欠であることから,本研究は重要な施策である。</p> <p>(効率性)                  法務総合研究所では,捜査・公判の実務経験のある研究官を始めとして,刑務官,少年院教官,少年鑑別所技官,保護観察官として犯罪者の処遇を行った実務経験のある研究官がそれぞれの持つノウハウを共有して利用するなど,他の研究機関に比して,より実態に即し,かつ,効率的な研究を行うことが可能であることから,効率性の観点から高く評価できる。</p> <p>(有効性)                  本研究から得られる資料は,法務省において,今後,再犯を犯す危険性の高い者に対する効果的な防止策を実施するためにどのような取組を行っていくべきかを示唆し,各種の分析結果等に基づいて策定される防止策が適切なものとなることが十分期待できることから,有効性の観点から高く評価できる。</p> <p>(反映の方向性)                  施策については,必要性,効率性,有効性のいずれの観点においても高く評価できるところ,「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を受けて,法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料を提供していくため,本施策については,研究テーマを変更しつつ,引き続き実施していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="418 1518 1259 1827"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>20年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する</td> <td>基礎資料の提供</td> <td></td> <td></td> <td>基礎資料を十分に提供することができる</td> <td></td> <td></td> <td>前年度実績を維持</td> <td rowspan="2">本研究は,外部有識者で構成される研究評価検討委員会において,①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか,②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること,全体評価を行うこととする。</td> </tr> <tr> <td>委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る</td> <td>委員会の評価基準における評価</td> <td>点</td> <td></td> <td>「大いに効果があつた」と認められる(90点)</td> <td></td> <td></td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	20年度			法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する	基礎資料の提供			基礎資料を十分に提供することができる			前年度実績を維持	本研究は,外部有識者で構成される研究評価検討委員会において,①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか,②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること,全体評価を行うこととする。	委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る	委員会の評価基準における評価	点		「大いに効果があつた」と認められる(90点)			同上
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				20年度																															
法務省が取り組む施策の検討に活用できる基礎資料として提供する	基礎資料の提供			基礎資料を十分に提供することができる			前年度実績を維持	本研究は,外部有識者で構成される研究評価検討委員会において,①研究結果が各施策の検討に活用できる基礎資料を提供するものであるか,②各評価項目について評価を行い評点の合計点に応じて判定すること,全体評価を行うこととする。																											
委員会で相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得る	委員会の評価基準における評価	点		「大いに効果があつた」と認められる(90点)			同上																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日 (犯罪対策閣僚会議決定)	第2-2 刑務所出所者等の再犯防止																																
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日 (犯罪対策閣僚会議決定)	第7-1 人的・物的基盤の強化																																	

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営		評価方式	実績	番号	7
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
( 当 初 )	2,742,063	3,007,128		3,153,692		2,788,710
( 補 正 後 )	2,736,934	3,007,128				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増 減額(千円)						
歳出予算現額(千円)		3,007,128				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)		2,822,597				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)		184,531				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を更に積極的に推進することとした。以上に必要な経費を概算要求したほか、検察広報官3名の増設を要求した。					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営					番号	7		(千円)	政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	45,136	45,136	741	
	A	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,108,556	2,743,574	464,528	
	小計							3,153,692	2,788,710	465,269
								< > の内数	< > の内数	
対応表に おいて となっているもの	小計							の内数	の内数	
								< >	< >	
対応表に おいて となっているもの								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて となっているもの								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
	小計							の内数	の内数	
合計							3,153,692 の内数	2,788,710 の内数	465,269	

## 政策評価調書(個別票 -3)

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営				番号	7			
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
各種犯罪への対応	A	1	43,452	43,527	75	267	267	旅費については単価の見直し, 研修計画等については事業計画の見直しにより, 経費を削減した。	
選挙事犯の取締り対応	A	1	1,684	1,609	75	474	474	旅費単価の見直しにより経費を削減した。	
検察総合情報管理の運営	A	2	2,028,602	1,828,071	200,531	272,468	272,468	アプリケーション保守業務のサービス水準に関する合意の内容及び調達範囲の見直しとともに, 調達手続における提案書等の提出期間の見直しにより, 実質的な競争性の確保を図り, 経費を削減した。 また, 消耗品費について入札効果を考慮して削減し, グループウェア更新経費, 備品費について, ネットワークの増速等の計画の見直しなどにより削減した。	
検察庁における司法修習の実施	A	2	65,363	58,656	6,707	9,924	9,924	旅費を削減するとともに, 修習生用のパソコンについて入札効果を単価に反映し, 経費を削減した。	
各種犯罪への対応	A	2	986,489	830,752	155,737	175,807	175,807	旅費については単価の見直し, 研修計画等については事業計画の見直しにより, 経費を削減した。	
選挙事犯の取締り対応	A	2	28,102	26,095	2,007	6,329	6,329	旅費単価の見直しにより経費を削減した。	
合計			3,153,692	2,788,710	364,982	465,269	465,269		

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名: 刑事局  
 担当者(連絡先): 竹本(3592-7065)

評価実施時期: 平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>検察権行使を支える事務の適正な運営</p>	<p>番号</p>	<p>7</p>
<p>政策の概要</p>	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営全体にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  検察権行使を支える事務の適正な運営の施策目標の達成に向けて、本施策の具体的措置として「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者等に対する対応の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を実施しているところ、いずれの事業も有効であるとの評価結果を踏まえ今後も引き続き実施していくこととする。</p> <p>(必要性)                  達成目標1                  国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は依然として高い水準で推移している。これらの事件において適切な捜査を行い、国民の安心・安全な生活を実現するためには、外国人の取調べにおいて、正確・公正な通訳を確保することが必要不可欠である。通訳人セミナーはこの要請に応えるものであり、全国から通訳人の参加を得て、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させている。適正な捜査の実現のための正確・公正な通訳は、検察権の適正な行使とも密接に関連することから、行政において本施策を実施する必要性が認められる。</p> <p>達成目標2                  「犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められている。そこで、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう、被害者支援員に対し研修を実施し、必要な知識及び技能等を習得させるため、本施策を実施する必要性が認められる。</p> <p>達成目標3                  平成21年5月21日から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する「裁判員制度」が始まった。裁判員制度の下では、検察が行う捜査・公判活動が直接国民の目に触れることになり、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に正しく伝え、その理解と協力を得ることが検察権の適正・迅速な行使にとって、これまで以上に重要になってくるため、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割に重点を置いた説明広報を実施する必要性が認められる。</p> <p>(効率性)                  達成目標1及び達成目標2                  中央において研修を行うことで、全国均一的な通訳人及び被害者支援員の能力向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師や職員の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。</p> <p>達成目標3                  各検察庁においては、ホームページの活用や学校関係者、マスコミ等の協力を得るなどし、できる限りの機会を通じて、職員が自ら説明を行う広報活動を実施している。また、ホームページの継続的運用や全国統一的なパンフレットを作成するなど効率的な広報に務めている。</p> <p>(有効性)                  達成目標1                  通訳人セミナー終了後にアンケートを実施したところ、有意義であったとの意見が多数あったことから、正確・公正な通訳を行うために必要とされる知識及び技能が習得され、通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ、本施策の有効性が認められる。</p> <p>達成目標2                  研修後に実施したアンケートにおいて、96.2%の参加者から本研修が役に立つ旨の評価を得ていることから、本研修によって、被害者支援員に必要な知識及び技能等が習得され、被害者支援員としての資質及び能力の一層の向上が図られたものと認められ、本施策の有効性が認められる。</p> <p>達成目標3                  裁判員制度や検察活動の意義・役割や刑事司法等について、検察庁職員が広報対象者の関心・年齢等にきめ細かく応じて、できるだけ具体的に分かりやすく説明する広報活動を幅広い層の国民に対し実施したため、多くの国民において検察に対する理解が深まったものと考えられ、本施策の有効性が認められる。</p>		

(反映の方向性)

達成目標 1

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、更に効果的な教育方法を検討していく。

達成目標 2

犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、被害者支援担当者が犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、今後とも犯罪被害者等をめぐる諸制度の動向や関係機関との連携・協力の充実等に関する研修を実施する。また、アンケート結果等も踏まえ同研修のカリキュラムや講師の選定等に配慮する必要がある。

達成目標 3

裁判員法施行後は、これまで以上に検察の捜査・公判活動が国民の目に触れる機会が増えたことから、検察の使命や捜査・公判活動の意義・役割について、国民の正しい理解を得ることが一層重要になる。そのため、今後も引き続き幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、検察庁ホームページの充実を図る必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
捜査における通訳の適正の確保	通訳人に対する研修の実施状況	人		50	49	50		適正な検察権の行使において通訳人の役割が十分に果たされるためには研修を実施し通訳人の能力向上及び統一的情報の提供を図ることが課題となっている
犯罪被害者等に対する対応の充実	被害者支援員に対する研修の実施状況	人		71	70	53		犯罪被害者等に対する各種支援の実施において被害者支援員の役割が十分に果たされるためには研修を実施し能力向上及び統一的情報の提供を図ることが課題となっている
検察広報の積極的推進	広報活動実施状況	回		17,969	26,062	1,339	1,200回超	適正な検察権の行使において幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施し検察に対する理解を深め、国民の信頼を高めていくことが課題となっている

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪被害者等基本法	平成16年法律第161号	保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月	職員等に対する研修の充実等(V-第2-3-(1)-イ)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月	犯罪防止のための教育及び広報啓発の推進(第2-1- ) 有能な通訳人の育成(第3-4- )

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備		評価方式	実績	番号	8
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
(当初)	4,102,716	4,305,659		4,703,355		4,725,588
(補正後)	6,409,298	6,154,130		4,703,355		
前年度繰越額(千円)	0	0				
予備費使用額(千円)	0	0				
流用等増減額(千円)	0	0				
歳出予算現額(千円)	6,409,298	6,154,130				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	6,373,223	6,079,530				
翌年度繰越額(千円)	0	0				
不用額(千円)	36,075	74,600				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	研修, 訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに, 各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	職員の職務執行力の向上を図るための保安警備に関する訓練, 総合警備システム等各種警備用機器の整備について, 計画の内容及び方法の見直しを検討する。					
評価結果の予算要求等への反映状況	保安警備に関する訓練の実施状況, 総合警備システム等各種警備用機器の更新年次, 不具合の状況等から真に実施又は更新整備が必要な計画に見直すことにより, 当該経費を減額要求する。					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備					番号	8		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	91,457	137,837	15,507
	A	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	4,611,898	4,587,751	343,188
	小計					4,703,355	4,725,588	358,695	
対応表に おいて となっているもの									
	小計								
対応表に おいて となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
対応表に おいて となっているもの						<	>	<	>
						<	>	<	>
	小計								
合計					4,703,355	4,725,588	358,695		



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務省矯正局総務課  
担当者(連絡先):川野(03-3592-7429)

評価実施時期:平成22年8月

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備		番号	8																														
政策の概要	研修,訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに,各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 本施策の実施に当たっては,2つの達成すべき目標を掲げた。 達成目標1では,管区機動警備隊の訓練実施状況,訓練参加者に対するアンケート調査を目標として取組んだところ,管区機動警備隊の集合訓練については,国の施設を利用し,各管区ごと1か所に集合させて集中的・効果的に訓練を実施しているところであり,訓練参加者からは訓練を有意義とする回答が90パーセントを上回った。 達成目標2では,総合警備システムの更新整備状況,被収容者による他害行為等が発生し,職員が実力行使した場合等の携帯用ビデオカメラの録画状況を指標として取組んだところ,総合警備システムについては,警備上,また,職員及び被収容者の身体の安全と職員の勤務負担軽減に大きな効果を上げるとともに,一般競争入札によるコスト削減を実現し,同システム・携帯用ビデオカメラによる録画については,被収容者による職員に対する襲撃等への速やかな対処,探証活動,自殺事故の未然防止等,保安事故の防止や迅速に対応することが可能となった。</p> <p>(必要性) 国の治安及び平穏な国民生活の確保の観点から,刑事施設には適正な保安警備が要請されること,保安事故等の未然防止や,天災事変や保安事故等の発生時の適時適切な対応のため,職員の職務執行力の向上を図るとともに,各種警備用機器の整備等の推進及びその効果的な活用を図っていく必要性が認められる。</p> <p>(効率性) 訓練の実施については,刑事施設のグラウンドや安価に利用できる国の施設を利用し,最小限のコストで最大限の効果を上げるよう実施していること,総合警備システム等については,保安警備体制を維持するために必要不可欠な警備基盤であり,職員及び被収容者の身体の安全と職員の勤務負担軽減に大きな効果を上げるとともに,一般競争入札の実施によりコスト削減を図っていることなどから,いずれも効率性が認められる。</p> <p>(有効性) 訓練の実施については,国の施設等を利用した集中的・効果的な訓練の実施により,訓練人員の維持,コスト削減を図るとともに,訓練を有意義と感じたものが90パーセントを上回ったこと,総合警備システム等については,全国刑事施設22庁に整備し,約99パーセントの事案において録画できたことなど,いずれも有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) これらの施策には必要性,効率性及び有効性が認められ,平成22年度においても,推進・継続する。 なお,予算監視・効率化チームの取組等の観点から,保安警備に関する訓練,総合警備システム等各種警備用機器の整備について,計画の内容及び方法を見直すこととし,予算を削減することを検討している。</p> <p>【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1518 1437 1912"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="359 1518 1437 1547">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="359 1547 1437 1576">保安警備に関する訓練等を通じて,職員の職務執行力の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1576 399 1715">測定指標</td> <td data-bbox="399 1576 627 1715">管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 訓練参加者へのアンケート</td> <td data-bbox="627 1576 667 1715">目標値等</td> <td data-bbox="667 1576 890 1715">前年度実績の維持 訓練を有意義と評価する回答を90パーセント超</td> <td data-bbox="890 1576 1437 1715">測定結果 全国で7回,323名を対象に訓練を実施し,前年度実績(8回,327名)を若干下回ったものの,目標値をほぼ達成した。 アンケート調査の結果,訓練を有意義とする回答は約97パーセントであった。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="359 1715 1437 1744">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="359 1744 1437 1774">総合警備システムの整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1774 399 1912">測定指標</td> <td data-bbox="399 1774 627 1912">総合警備システムの更新整備施設数 実力行使場面等の携帯カメラによる録画</td> <td data-bbox="627 1774 667 1912">目標値等</td> <td data-bbox="667 1774 890 1912">総合警備システムの刑事施設21施設への整備 録画できた事案の割合を90パーセント超</td> <td data-bbox="890 1774 1437 1912">測定結果 総合警備システムの整備施設数は19庁だったが,その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し,全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 録画すべき案件16,017件中,録画できなかった件数は145件であり,録画できた事案の割合は約99パーセントだった。</td> </tr> </table>				達成目標1					保安警備に関する訓練等を通じて,職員の職務執行力の向上を図る。					測定指標	管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 訓練参加者へのアンケート	目標値等	前年度実績の維持 訓練を有意義と評価する回答を90パーセント超	測定結果 全国で7回,323名を対象に訓練を実施し,前年度実績(8回,327名)を若干下回ったものの,目標値をほぼ達成した。 アンケート調査の結果,訓練を有意義とする回答は約97パーセントであった。	達成目標2					総合警備システムの整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。					測定指標	総合警備システムの更新整備施設数 実力行使場面等の携帯カメラによる録画	目標値等	総合警備システムの刑事施設21施設への整備 録画できた事案の割合を90パーセント超	測定結果 総合警備システムの整備施設数は19庁だったが,その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し,全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 録画すべき案件16,017件中,録画できなかった件数は145件であり,録画できた事案の割合は約99パーセントだった。
達成目標1																																		
保安警備に関する訓練等を通じて,職員の職務執行力の向上を図る。																																		
測定指標	管区機動警備隊の集合訓練実施回数・参加者数 訓練参加者へのアンケート	目標値等	前年度実績の維持 訓練を有意義と評価する回答を90パーセント超	測定結果 全国で7回,323名を対象に訓練を実施し,前年度実績(8回,327名)を若干下回ったものの,目標値をほぼ達成した。 アンケート調査の結果,訓練を有意義とする回答は約97パーセントであった。																														
達成目標2																																		
総合警備システムの整備の推進及び各種警備用機器の効果的な活用等を図る。																																		
測定指標	総合警備システムの更新整備施設数 実力行使場面等の携帯カメラによる録画	目標値等	総合警備システムの刑事施設21施設への整備 録画できた事案の割合を90パーセント超	測定結果 総合警備システムの整備施設数は19庁だったが,その他3庁に総合警備システムのうち巡回システムを整備し,全国刑事施設22庁に警備機器を整備した。 録画すべき案件16,017件中,録画できなかった件数は145件であり,録画できた事案の割合は約99パーセントだった。																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(犯罪対策閣僚会議決定)	年月日 平成20年12月	記載事項(抜粋) 刑務所を始めとした矯正施設・宿舎の整備を図り,被収容者処遇の適正化を図る。																															

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		評価方式	実績	番号	9
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	53,665,849	52,133,544		50,869,290	48,473,784	
(補正後)	52,783,620	52,966,310		50,869,290		
前年度繰越額(千円)	0	0				
予備費使用額(千円)	0	0				
流用等増減額(千円)	0	0				
歳出予算現額(千円)	52,783,620	52,966,310				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	52,092,461	52,788,003				
翌年度繰越額(千円)	0	0				
不用額(千円)	691,159	178,307				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	受刑者及び少年院在院者等の個々の状況に応じた適切な矯正処遇や矯正教育を実施することにより、その改善指導及び円滑な社会復帰を図る。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況						

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施					番号	9		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	50,869,290	48,473,784	681,847
	小計					50,869,290	48,473,784	681,847	
対応表に おいて となっているもの									
対応表に おいて となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
対応表に おいて となっているもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
合計					50,869,290	48,473,784	681,847		



## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施		評価方式	実績	番号	10
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
(当初)	12,789,773	14,601,622		14,666,946		15,355,682
(補正後)	12,532,621	14,487,264		14,666,946		
前年度繰越額(千円)	0	0				
予備費使用額(千円)	0	0				
流用等増減額(千円)	0	0				
歳出予算現額(千円)	12,532,621	14,487,264				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	12,453,353	14,422,737				
翌年度繰越額(千円)	0	0				
不用額(千円)	79,268	64,527				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況						

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施					番号	10		(千円)	
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額		政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において となっているもの	A	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	14,666,946	15,355,682	295,748	
	小計							14,666,946	15,355,682	295,748
対応表において となっているもの										
対応表において となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
対応表において となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
合計							14,666,946	15,355,682	295,748	



## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	保護観察対象者等の改善更生及び犯罪予防活動の促進		評価方式	実績	番号	11
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	10,458,034	11,686,322		11,707,069	13,582,489	
(補正後)	10,468,299	11,644,850				
前年度繰越額(千円)	36,000	94,000				
予備費使用額(千円)	0	0				
流用等増減額(千円)	0	0				
歳出予算現額(千円)	10,504,299 <0>	11,738,850 <0>				
支出済歳出額(千円)	10,317,563	10,387,632				
翌年度繰越額(千円)	94,000	132,000				
不用額(千円)	92,736 <0>	1,219,218 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法						
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、就労支援の実施、社会参加活動の実施、更生保護施設の積極的活用等の施策を推進したところ、一部測定指標の目標値を達成できなかった施策もあるが、その背景となる現下の経済情勢や対象となる保護観察対象者の減少等の事情を勘案すると、総合的にいずれの施策もその必要性・効率性・有効性が認められることから、引き続き、これらの施策を推進することとした。</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		保護観察対象者等の改善更生及び犯罪予防活動の促進				番号	11		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	更生保護官署企画調整推進費	保護観察及び犯罪予防活動等の企画調整及び推進に必要な経費	240,022	393,503	5,073	
	A	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察及び犯罪予防活動等の促進等に必要な経費	11,467,047	13,188,986	136,369	
	小計							11,707,069	13,582,489	141,442
対応表に おいて となっているもの	小計									
対応表に おいて となっているもの	C	1					<	>	>	
	C	2					<	>	>	
	C	3					<	>	>	
	C	4					<	>	>	
	小計									
対応表に おいて となっているもの	D	1					<	>	>	
	D	2					<	>	>	
	D	3					<	>	>	
	D	4					<	>	>	
	小計									
合計							11,707,069	13,582,489	141,442	

政策評価調書(個別票 -3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		保護観察対象者等の改善更生及び犯罪予防活動の促進				番号	11		
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
保護観察の実施	A	1	3,735	5,413	1,678	1,996	1,996	旅費の見直しなどにより、経費を削減した。	
	A	2	10,268,512	11,925,039	1,656,527	79,014	79,014	保護観察処遇用機材等の計画を見直すとともに、単価を縮減し、経費を削減した。また、旅費について、協議会の実施回数を見直すなどし、削減した。なお、更に自己点検を行い、協力者等に対する諸謝金について削減した。	
犯罪予防活動	A	1	13,516	9,381	4,135	3,015	3,015	印刷製本の数量を見直すなどし、経費を削減した。	
	A	2	538,259	605,384	67,125	1,524	1,524	旅費の見直しなどにより、経費を削減した。	
仮釈放等の審査決定	A	2	81,316	73,443	7,873	7,637	7,637	旅費単価の見直しなどにより、経費を削減した。なお、更に自己点検を行い、協力者等に対する諸謝金について削減した。	
自立更生促進センターの運営	A	2	192,776	168,566	24,210	20,169	20,169	ワゴン車の借料等について執行実績を反映するとともに、旅費について、協議会の実施回数を見直すなどにより、経費を削減した。	
犯罪被害者等支援	A	1	1,011	949	62	62	62	旅費単価の見直しにより、経費を削減した。	
	A	2	105,058	101,861	3,197	4,952	4,952	研修カリキュラム等を見直し、諸謝金、研修旅費等を削減した。	
更生保護情報トータルネットワークシステム	A	2	281,126	314,693	33,567	23,073	23,073	端末機の仕様を見直すとともに、消耗品の数量を見直すなどし、経費を削減した。	
合計			11,485,309	13,204,729	1,719,420	141,442	141,442		

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:保護局総務課予算係  
 担当者(連絡先):押切 久遠 03-3580-4111

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生</p>		<p>番号</p>	<p>11</p>																																																		
<p>政策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。</p>																																																					
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、就労支援の実施、社会参加活動の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、一部測定指標の目標値を達成できなかった施策もあるが、その背景となる現下の経済情勢や対象となる保護観察対象者の減少等の事情を勘案すると、総合的にいずれの施策もその必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(必要性)                  達成目標1                  犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものであり、保護観察対象者の改善更生を図るために必要なものである。                  達成目標2                  近年、刑事施設被收容者数及び再入所者数が著しく増加していることに加え、刑事施設出所者の高齢化の進行や厳しい経済社会情勢等から、保護観察対象者等の自立は困難な状況にあるため、自力では改善更生が困難な保護観察対象者等について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。</p> <p>(効率性)                  本施策は、先行する海外の知見や専門家の意見を基に策定した科学的・体系的な処遇プログラムの活用、矯正施設と保護観察所における処遇の一貫性・連続性の確保、厚生労働省との連携による総合的就労支援制度の活用、社会参加活動や更生保護施設における集団処遇の実施などを通じて行っており、効率的に実施されている。</p> <p>(有効性)                  達成目標1                  ア 指標1関係                  平成21年の簡易薬物検出検査実施実人員は前年より減少したが、覚せい剤事犯保護観察対象者の新規受理人員が減少し、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易薬物検出検査の実施実人員の比率は相当高いことを考慮すると、一定の効果が上がっているものと考えられる。                  イ 指標2関係                  測定結果のとおり、プログラム受講後の問題性(評点の平均)が受講前と比べて低下していることから、本施策は有効であったと考えられる。                  ウ 指標3関係                  測定結果のとおり、昨年まで減少していた保護観察終了者に占める無職者の割合が増加したものの、平成21年度中に就労支援対策の実施対象者とされて就労につながった者が2,089人と一定の実績をあげている。また、前歴を承知の上で雇用し協力する協力雇用主が増加していると同時に、協力雇用主の下で就労している人員も前年度実績から増加していることを考慮すると、就労支援対策の効果は一定程度維持されているものと考えられる。                  エ 指標4関係                  社会参加活動の活動場所については、約6パーセント減少しているが、1か所の活動場所当たりの参加人員は近年と同程度であり、社会参加活動の実施に必要な活動場所は相応に確保されているといえる。また、社会参加活動参加者を対象とする有益性に関する調査から、肯定的な結果が得られたことから、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっていると認められ、本施策は有効であったと考えられる。                  達成目標2                  ア 指標1関係                  測定結果のとおり、全更生保護施設の保護率が前年度と比較して0.4ポイント増となっていることから、本施策は有効であると言える。                  イ 指標2関係                  測定結果のとおり、専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人員については、対前年度比436人の増加(平成17年度に比べると1,932人の増加)となっていることから、更生保護施設の積極的な活用を図る本施策は有効であると認められる。</p> <p>(反映の方向性)                  これらの結果を踏まえ、引き続き、覚せい剤事犯保護観察対象者及び性犯罪保護観察対象者に対する処遇の充実、保護観察対象者等に対する就労支援の充実、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進していくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="422 1630 1449 2004"> <tr> <td colspan="5">達成目標1</td> </tr> <tr> <td colspan="5">保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施人員</td> <td>目標値等</td> <td>対前年増</td> <td>測定結果 3,154人 (前年3,640人)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化</td> <td>目標値等</td> <td>受講者の問題性の低下</td> <td>測定結果 3.1点 (受講前6.9点)</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>保護観察終了者に占める無職者の割合</td> <td>目標値等</td> <td>対前年減</td> <td>測定結果 23.7% (前年19.8%)</td> </tr> <tr> <td>指標4</td> <td>社会参加活動の活動場所の確保</td> <td>目標値等</td> <td>前年度の数を維持</td> <td>測定結果 275か所 (前年292か所)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">達成目標2</td> </tr> <tr> <td colspan="5">更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</td> </tr> <tr> <td>指標1</td> <td>全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果 75.4% (前年75.0%)</td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果 8,390人 (前年7,954人)</td> </tr> </table>				達成目標1					保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。					指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施人員	目標値等	対前年増	測定結果 3,154人 (前年3,640人)	指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果 3.1点 (受講前6.9点)	指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果 23.7% (前年19.8%)	指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果 275か所 (前年292か所)	達成目標2					更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。					指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果 75.4% (前年75.0%)	指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果 8,390人 (前年7,954人)
達成目標1																																																						
保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。																																																						
指標1	覚せい剤事犯保護観察対象者に係る簡易薬物検出検査実施人員	目標値等	対前年増	測定結果 3,154人 (前年3,640人)																																																		
指標2	性犯罪者処遇プログラム受講者の受講前後の問題性の変化	目標値等	受講者の問題性の低下	測定結果 3.1点 (受講前6.9点)																																																		
指標3	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減	測定結果 23.7% (前年19.8%)																																																		
指標4	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数を維持	測定結果 275か所 (前年292か所)																																																		
達成目標2																																																						
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。																																																						
指標1	全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)	目標値等	対前年度増	測定結果 75.4% (前年75.0%)																																																		
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST、酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増	測定結果 8,390人 (前年7,954人)																																																		

別紙(13-4)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008	平成20年12月	第2-2- <福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施>, 第2-2- <刑務所出所者等の就労先の確保>, 第2-2- <入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施>, 第2-2- <保護観察における処遇の充実強化>, 第4-4- <薬物乱用防止に向けた取組の推進>

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	医療観察対象者の社会復帰		評価方式	実績	番号	12
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
(当初)	282,114	282,127		239,680		248,825
(補正後)	281,001	282,127				
前年度繰越額(千円)	0	0				
予備費使用額(千円)	0	0				
流用等増減額(千円)	0	0				
歳出予算現額(千円)	281,001	282,127				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	244,222	246,175				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	36,779	35,952				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	達成目標：関係機関相互間の連携確保により，地域社会における処遇を充実強化する。 指標：保護観察所長の申立てによる処遇終了決定件数 目標値：対前年増					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		医療観察対象者の社会復帰				番号	12		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	更生保護官署企画調整推進費	医療観察の企画調整及び推進に必要な経費	1,218	1,092	126	
	A	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	238,462	247,733	10,671	
	小計						239,680	248,825	10,797	
対応表に おいて となっているもの	小計									
対応表に おいて となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計						239,680	248,825	10,797		



## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		評価方式	総合	番号	13
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
(当初)	2,595,507	2,576,624	2,322,901	2,164,246		
(補正後)	2,588,206	2,640,363				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	2,588,206	2,640,363				
支出済歳出額(千円)		2,613,095				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)		27,268				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>破壊的団体の規制に関する調査及び処分等の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、オウム真理教(以下「教団」という。)に対する国民の不安感を解消・緩和するとともに、公共の安全の確保を図ることを目的とする。具体的には、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)第5条に基づく教団に対する観察処分を厳正に実施するとともに、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に官邸を始め関係機関に提供する。</p> <p>教団に対する観察処分を厳正に実施することができたかどうかについては、立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数から、教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)の解明の度合いを検証する。さらに、関係地方公共団体に対する情報提供件数、地域住民との意見交換会の開催状況(実施回数、参加者数)をも加味して、総合的な分析を行う。破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関及び国民に対し提供することができたかどうかについては、情報の提供状況(情報提供の正確性、適時性、迅速性)等を検証する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>教団に対する観察処分の実施については、関係地方公共団体の長から継続的な調査結果提供の請求を受けるなど施策の効果が認められたという評価結果を踏まえ、今後、更に教団の活動状況及び危険性を解明する必要があることから、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するための経費として、39,411千円(対前年度 4,987千円)を要求した。</p> <p>一方、破壊的団体等に関する調査の過程で得られる情報については、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったという評価結果を踏まえ、今後、更に北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段の向上を図り、調査体制を充実強化していくための措置として、2,124,835千円(対前年度 153,668千円)の予算要求とともに、北朝鮮・朝鮮総連調査体制の充実強化のための増員要求を行った。(増員要求40人)</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施				番号	13		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっ て いるもの	A	1	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,322,901	2,164,246	130,672
	小計							2,322,901	2,164,246
対応表に おいて となっ て いるもの									
	小計								
対応表に おいて となっ て いるもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
対応表に おいて となっ て いるもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
合計							2,322,901	2,164,246	130,672



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:公安調査庁  
 担当者(連絡先):加藤建樹(03-3592-5302)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</p>	<p>番号</p>	<p>13</p>
<p>政策の概要</p>	<p>破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、オウム真理教(以下「教団」という。)に対する国民の不安感を解消・緩和するとともに、公共の安全の確保を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>1 教団に対する観察処分を厳正に実施するため、必要な調査を行ったほか、教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取を実施した。立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもある。また、再発防止処分の必要性を適時的確に把握する上においても有効性の高い措置であると考えられる。さらに、関係地方公共団体の長からの要請に基づく調査結果の提供については、提供先から一定の評価を得るとともに、継続的に要請を受けていることから、施策の効果が認められる。意見交換会についても、地域住民から継続的に開催を求める声もあり、このような継続開催の要望は、地域住民の教団に抱く不安感の表れであるとともに、同交換会の有益性及び必要性について地域住民の理解が得られた結果であるものと認識している。</p> <p>2 破壊的団体等に関する調査及びその過程で得られた情報の提供に関しては、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の高い情報は随時、政府・関係機関に直接提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得られたと考える。さらに、その他の情報については、各種資料を作成して配付したり、ホームページに掲載するなどした。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行ったと考える。</p> <p>(必要性)</p> <p>1 公共の安全の確保を図るため、団体規制法の規定に基づく観察処分を適切に実施していかなければならない。また、観察処分は、無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持していると認められる場合に行われるものであり、公共の安全確保のため国が行う必要がある。さらに、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要がある。</p> <p>2 国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題や外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている。このような情勢において、問題に迅速に対応するため、国の情報機関が適時的確な情報を収集する必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>1 教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接見分できることから、教団の実態把握と教団から徴取した報告の真偽を確認する手段として、効率性の高い措置である。加えて、再発防止処分の必要性を適時的確に把握する上においても、効率性の高い措置であると考えられる。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請については、提供先から一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから施策の効果が認められる。さらに、意見交換会についても、地域住民から継続的な開催を求められる場合もあることから、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があったと考える。</p> <p>2 北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応した。また、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した。さらに、その他の情報については各種資料を作成して配付したほか、ホームページへの掲載を行った。このように、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供を行った。</p>		

(有効性)

1 観察処分に基づく調査結果の提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ている上、継続的な調査結果提供の請求を受けている。また、意見交換会については、地域住民から継続的な開催を求められる場合もあることから、地域住民の不安感を軽減する上で一定の効果があつたと考える。

2 公安調査庁は、北朝鮮の核実験及びミサイル発射事案等に際して、平成21年5月に「北朝鮮核実験関係緊急調査室」を設置し、さらに、平成21年7月に同調査室を「北朝鮮核実験・ミサイル事案等関係緊急調査室」に改組して、関連情報の収集・分析体制を強化した。このような体制の下、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から更に継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得た。

(反映の方向性)

1 教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、その不安感を払拭する必要があることから、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施する。

2 「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)等に基づき、これまでと同様、我が国及び国民の安全・安心を確保することに寄与するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日
	第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。」

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	登記事務の適正円滑な処理		評価方式	実績	番号	14
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
(当初)	71,141,138	70,353,031	0	2,852,664		
(補正後)	69,949,528	69,106,477				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	69,949,528 <0>	69,106,477 <0>				
支出済歳出額(千円)	64,597,370	63,810,539				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	5,352,158 <0>	5,295,938 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	政策評価調書(個別票)の記載により省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>登記情報システムの最適化の実施については、基本目標である「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」を達成するために、達成目標として、全国の登記所の登記情報の電子化、全国の登記所へのオンライン申請の導入、登記情報システムの再構築を定めている。については、平成19年度末までに達成されたため、平成19年度限りとしている。については、平成20年度末まで全国の登記所に対して導入が完了しており、平成20年度限りとしている。については、平成22年度末までに全国の登記所において次期システムへの切り替えを完了する予定である。</p> <p>また、地図管理業務・システムの最適化の実施については、平成22年度末までに全登記所に導入する予定である地図情報システムの運用を行っていく必要があり、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き本施策を実施していく予定である。</p> <p>なお、登記特別会計は、平成22年度末で廃止され一般会計に統合されるため、旧特定財源分については、いわゆる「ペイアズユーゴー原則」により、予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずることとされたことから、平成23年度要求額は、旧繰入財源のみ計上している。</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		登記事務の適正円滑な処理				番号	14		政策評価結果等 による見直し額
		予 算 科 目							
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般会計	法務局	登記事務費	登記事務処理に必要な経費	2,846,106		
	A	2	一般会計	法務局	登記事務費	登記情報システムの運用等に必要な経費	6,558		
	A	3							
	A	4							
	小計							2,852,664	
対応表に おいて となっているもの	B	1					0		
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表に おいて となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計								
対応表に おいて となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計								
合計							2,852,664		

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:民事局総務課  
担当者(連絡先):後藤(内線5999)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>登記事務の適正円滑な処理</p>	<p>番号</p>	<p>14</p>
<p>政策の概要</p>	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 基本目標である「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」を達成するために、達成目標として、全国の登記所の登記情報の電子化、全国の登記所へのオンライン申請の導入、登記情報システムの再構築を定めている。 については、平成18年度末までに商業・法人の、平成19年度末までに不動産の登記情報の電子化が全国の登記所において完了した。 については、平成20年度末までに、全国の登記所に対して導入が完了した。 については、平成22年度末までに、全国の登記所において再構築後の登記情報システム(以下「次期システム」という)への切替えを完了する予定であり、次期システムのみが稼働する平成23年度には、所期の達成目標である削減効果が得られることが見込まれる。</p> <p>(必要性) については、従来の事務処理について、紙の登記簿等を基にしていたことから、登記簿謄抄本の交付に長時間を要し、利用者からは待ち時間の短縮が望まれていた。また、登記簿の原本を閲覧できたため、登記簿の抜き取り・改ざん等の不正事案も頻発し、登記情報の適正な管理が求められていた。 については、登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に向くことなく自宅等から登記申請・登記事項証明書交付申請が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、国民の負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。 については、現在の登記情報システムはメインフレームを中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。柔軟でコストパフォーマンスの高いシステムへ移行することにより、コスト削減を図る必要がある。 登記情報システムについては、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、いわゆるレガシーシステム見直しの対象とされ、平成16年11月19日法務省情報化統括責任者(CIO)の決定(平成19年11月7日法務省情報化推進会議改定)により、「登記情報システム業務・システム最適化計画」(以下「最適化計画」という。)を公表している。</p> <p>(効率性) 「登記情報システム業務・システム最適化計画」を踏まえ、登記情報システムの運用等に必要な経費を要求する(平成23年度)。</p> <p>(有効性) については、登記情報を電子化し、コンピュータ上で処理することで、登記事項証明書(従前の登記簿謄抄本)の交付に要する時間が短縮され、登記簿の抜き取り・改ざんを防止し、登記事務の信頼性を確保することができる。また、従来管轄の登記所でしか確認できなかった登記情報を、管轄外の登記所、または自宅から確認することができるシステムの導入も可能となる。 については、インターネットを利用した各種申請・届出手続のオンライン化を推進し、国民の負担軽減・利便性向上を実現することで、基本目標達成をめざす。また、「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)において、「2008(平成20)年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」との目標が掲げられており、電子政府構築の一環として計画的な導入を行うこととした。 については、「登記情報システム業務・システム最適化計画」において、登記情報システム最適化の効果として、「オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化及び現行システムの見直しによる最適化等を実施することにより、システム運用経費については、平成15年度に比して年間約130億円程度(試算値)の節減が見込まれる。」とされており、より効率的なシステムを導入することによって、システム運用経費の削減を図る。</p> <p>(反映の方向性) 「登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」という基本目標を達成するため、登記情報の電子化及びオンライン申請システムの導入を完了し、また、再構築事業も平成22年度に全登記所において次期システムへの切替えを完了する予定であり、現時点では、特段の問題点・課題はないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
平成19年度までに全国の登記所の登記情報を電子化を完了する。	不動産登記	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合	平成13年度	100%	-	-	平成19年度末	不動産登記については全国約2億7千万筆個、商業・法人登記については約350万社の登記情報を順次電子化することとし、平成19年度末までに全国の登記情報の電子化を完了することとした。
	商業・法人登記	全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	平成13年度	100%	-	-	平成19年度末	
平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。	不動産登記	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	平成18年度	約97%	100%	-	平成20年度末	平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を導入し、達成目標である平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とすることとした。
	商業・法人登記	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	平成18年度	約97%	100%	-	平成20年度末	
平成22年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。	不動産登記・商業・法人登記	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費との比較(平成22年度までは、最適化計画を実施中であることから、同計画の実施状況を報告)	平成20年度	-	-	-	平成23年度	<p>登記情報システムの運用経費削減の実現に向け、段階的な作業計画を立てて取り組んでいくこととした。</p> <p>再構築第一段階 (平成13年度～)専用端末装置及び専用印刷装置の汎用化。</p> <p>再構築第二段階 (平成16年度～)全国の登記所に設置しているホストコンピュータの、法務局・地方法務局に1箇所設置されているバックアップセンター(全国50箇所)への集中によるシステム数の大幅な削減。</p> <p>再構築第三段階 (開発・展開:平成15年度～平成22年度)次期システムの詳細設計以降のシステム開発・切替え。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	電子政府推進計画	平成18年8月31日	各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を実現する。

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名: 民事局総務課  
 担当者(連絡先): 後藤(内線5999)

評価実施時期: 平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>登記事務の適正円滑な処理</p>	<p>番号</p>	<p>14</p>																														
<p>政策の概要</p>	<p>登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。</p>																																
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  平成21年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約83パーセントの登記所について地図情報システムを導入しており、目標を達成している。この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本事業は、予定どおり進捗しているものと評価できる。                  また、平成18年度から平成21年度までにおける地図情報システムの運用経費の年当たりの平均は、平成17年度と同経費と比較して、年間約4億円削減されており、目標を達成している。</p> <p>(必要性)                  地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とするとともに、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることも可能とするものであり、「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入する必要がある。</p> <p>(効率性)                  「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープンな技術を活用するとともに、地図情報センターを全国1か所に集中させるなど、コストが過大とならないように実施している。</p> <p>(有効性)                  従来の紙等による地図管理では事務処理が非効率になっており、また、情報の提供方法が紙という手段に限定されていたため、国民の利便性の面で課題があったところ、新たに地図情報システムを導入することにより、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを利用した地図情報の提供等が可能となり、事務処理の効率化や国民の利便性の向上が図られている。</p> <p>(反映の方向性)                  地図管理業務・システムの最適化の実施については、平成22年度末までに全登記所に導入する予定である地図情報システムの運用を行っていく必要があり、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き本施策を実施していく予定である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="359 1518 1316 1989"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了</td> <td>全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合</td> <td>%</td> <td>平成17年度</td> <td>約36%</td> <td>約63%</td> <td>約83%</td> <td>平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%</td> <td>平成22年度末までに地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したものの。</td> </tr> <tr> <td>地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減</td> <td>平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費の平均削減額</td> <td>円</td> <td>平成17年度</td> <td colspan="3">平成18年度～21年度の平均(削減額):約4億円</td> <td>平成18年度～21年度の平均(削減額):約3億円</td> <td>平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減することとして設定したものの。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	%	平成17年度	約36%	約63%	約83%	平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%	平成22年度末までに地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したものの。	地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減	平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費の平均削減額	円	平成17年度	平成18年度～21年度の平均(削減額):約4億円			平成18年度～21年度の平均(削減額):約3億円	平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減することとして設定したものの。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	%	平成17年度	約36%	約63%	約83%	平成19年度:35% 平成20年度:60% 平成21年度:80% 平成22年度:100%	平成22年度末までに地図情報システムの導入を完了する達成目標を前提として、各年度における地図情報システム導入登記所数の割合を目標値として設定したものの。																									
地図情報システムの運用経費を年間約3億円程度削減	平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費の平均削減額	円	平成17年度	平成18年度～21年度の平均(削減額):約4億円			平成18年度～21年度の平均(削減額):約3億円	平成18年度から21年度までにおける地図情報システムの運用経費を、地図管理システムから地図情報システムへの移行が開始される前の平成17年度と比較して、年間約3億円削減することとして設定したものの。																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 電子政府推進計画</p>	<p>年月日 平成18年8月31日</p>	<p>記載事項(抜粋) 各府省は、最適化対象の業務・システムについて、最適化指針及び最適化計画に基づき最適化を実施し、可能な限り早期に経費や業務処理時間の削減などの効果を発現する。</p>																														

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理		評価方式	実績	番号	15
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	1,220,862	1,219,435		1,146,031	958,576	
(補正後)	1,220,862	1,219,435				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	1,220,862 <0>	1,219,435 <0>				
支出済歳出額(千円)	1,140,296	1,136,850				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	80,566 <0>	82,585 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することが我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから、申請された事件を適正・円滑に処理することができたか否かを評価する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>国籍事務は日本国籍の取得、離脱、喪失及び国籍の選択に関する事務であり、また、戸籍事務は日本国民の身分関係と国籍を登録及び公証する戸籍に関する事務であるところ、関係法令の規定に従って、これらの事務を適正・迅速に行い、質の高い事務処理体制を構築することにより、我が国における身分関係の安定を図っている。</p> <p>供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業上の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであるところ、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。</p> <p>そこで、これらの事務を引き続き適正・迅速に行うことが、我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから、今後とも、関係法令の規定に従い、効率的で質の高い事務処理体制を維持するために必要な経費を予算要求している。</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				番号	15		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	1,146,031	958,576	61,590
	小計							1,146,031	958,576
対応表に おいて となっているもの									
	小計								
対応表に おいて となっているもの									
	小計								
対応表に おいて となっているもの									
	小計								
合計							1,146,031	958,576	61,590

政策評価調書(個別票 -3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理					番号	15		
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
国籍・戸籍事務処理経費	A	1	336,435	265,153	71,282	19,410	19,410	備品費, 消耗品費, 賃金及び雑役務費について, 必要性を厳しく精査し, 調達単価及び数量を見直して, 要求額に反映させた。	
供託事務処理経費	A	1	809,596	693,423	116,173	42,180	42,180	備品費, 消耗品費, 賃金及び雑役務費について, 必要性を厳しく精査し, 調達単価及び数量を見直して, 要求額に反映させた。 また, 供託に用いられている専用用紙について, 調達手続を見直すことで印刷に係る経費を削減することとした。	
合計			1,146,031	958,576	187,455	61,590	61,590		

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	債権管理回収業の審査監督		評価方式	実績	番号	16
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
(当初)	18,889	9,283	10,913		10,065	
(補正後)	16,995	9,283				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	16,995	9,283				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	16,017	9,117				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	978	166				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	<p>達成目標 1 取組内容 債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、債権回収会社に対する立入検査の実施率の向上を図る。 指標 債権回収会社に対する立入検査実施状況(実施率=実施会社数÷営業会社数×100) 参考指標 債権回収会社に対する立入検査事業所数</p> <p>達成目標 2 取組内容 債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、前回立入検査において指摘した問題点(指摘事項)につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率(自主的改善率)の向上を図る。 指標 債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況(自主的改善率=対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100) 参考指標 1 立入検査における指摘事項全体の自主的改善率 参考指標 2 立入検査における指摘事項数 参考指標 3 債権回収会社に対する行政処分件数</p>					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現在、政策評価を実施中であり、評価結果は平成23年度に受ける予定。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特になし					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	債権管理回収業の審査監督					番号	16		(千円)	
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	10,913	10,065	1,062	
	小計					10,913	10,065	1,062		
対応表に おいて となっているもの										
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
対応表に おいて となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計										
合計					10,913	10,065	1,062			

政策評価調書(個別票 -3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		債権管理回収業の審査監督				番号	16		
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
債権管理回収業の審査監督事業	A	1	10,913	10,065	848	1,062	1,062	印刷製本費について、内容や必要性を見直すことで庁費を削減するとともに、旅費単価の見直しにより、職員旅費の削減を行った。	
合計			10,913	10,065	848	1,062	1,062		

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	人権の擁護		評価方式	総合	番号	17
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	3,644,041	3,582,255		3,506,976	3,210,086	
(補正後)	3,640,347	3,582,255		3,506,976		
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	3,640,347	3,582,255				
支出済歳出額(千円)	3,639,976	3,570,596				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	371	11,659				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>本施策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>測定に当たっては、啓発活動の実施状況、啓発活動の参加人数等の国民の参加状況及び啓発活動参加者に対する調査等の情報を収集し、これらの分析を行う。</p> <p>また、他の関連する施策を実施する省庁の各種結果報告書を活用して、法務局及び地方法務局が扱う人権侵犯事件及び人権相談の内容・件数との比較を行い、もって人権相談・調査救済の取組の方向性について検証する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>政策評価の観点からは、人権の擁護に関する施策は、その必要性等が認められる。</p> <p>しかしながら、本年2月に設置された法務省予算監視・効率化チームの取組である行政事業レビューでは、人権の擁護に関する施策について、外部有識者からいくつかの指摘や意見がなされており、その評価結果を参考に、予算の執行状況を踏まえた見直しの観点から、各種物品や役務の調達に係る経費の削減や、各種の活動の実施方法の見直しを行う必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	上記改善すべき点を踏まえ、予算の減額要求を行った。					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	人権の擁護					番号	17		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において となっているもの	A	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,996,992	1,785,185	212,650
	A	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	1,509,984	1,424,901	90,902
	A	3							
	A	4							
	小計						3,506,976	3,210,086	303,552
対応表において となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
対応表において となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計								
合計						3,506,976	3,210,086	303,552	

政策評価調書(個別票 -3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		人権の擁護			番号	17			
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
人権侵害による被害者救済活動の充実強化	A	2	124,488	124,760	272	2,640		2,640	予算監視・効率化チームの取組である行政事業レビューでの指摘や意見を踏まえ、郵便料金について積算方法を見直し、経費を削減した。
人権擁護委員活動の充実強化	A	2	1,050,385	989,351	61,034	58,219		58,219	同じく、指摘や意見を踏まえ、人権擁護委員活動について、活動実績を踏まえた見直しを行うとともに、いじめ個別相談について、実施方法の見直しを行うなどにより、経費を削減した。
人権関係情報提供活動等の充実強化	A	1	284,791	239,859	44,932	44,954		44,954	同じく、指摘や意見を踏まえ、事業受託者である(財)人権教育啓発推進センターが行う各種調達方法について競争入札など国に準じた調達方法を導入することなどにより、経費を削減した。 また、人権啓発フェスティバルの実施を見合わせるとともに、人権ライブラリー事業をデータベース事業の統合することにより、運用コストなどを削減した。
全国的視点に立った人権擁護活動の充実強化	A	2	335,111	310,790	24,321	30,043		30,043	同じく、指摘や意見を踏まえ、インターネットバナー広告単価等の見直しにより、経費を削減した。 また、人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ作成運用経費などについても、見直しにより、経費を削減した。
地域人権問題に対する人権擁護活動の充実強化	A	1	1,712,201	1,545,326	166,875	167,696		167,696	同じく、指摘や意見を踏まえ、ラッピングバス運行事業等について、実施方法の見直しなどにより、経費を削減した。
合計			3,506,976	3,210,086	296,890	303,552		303,552	

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:人権擁護局  
 担当者(連絡先):久保井 浩美(3592-8117)

評価実施時期:平成22年8月

政策名	人権の擁護	番号	17
政策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。		
<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 人権啓発の更なる推進                  (総合的評価)                  各種啓発活動は、所期の目的に照らし十分な効果があった。                  具体的には、次のとおり、ハンセン病に関するシンポジウムについては、高評価率が90パーセント以上であり、人権問題についての関心や理解への深まり、偏見・差別を解消するという目的に照らして十分な効果があった。全国中学生人権作文コンテストは、平成21年度は過去最高の応募者となったところであり、中学3年間で全中学生の半数以上が作文を書き、人権についての理解を深めたと考えられることから、十分な効果があった。人権週間に合わせて、街頭啓発を始め、講演会・シンポジウム型、ミニフェスティバル型、パネル等展示型の各種啓発活動を、各地の法務局・地方法務局や人権啓発活動ネットワーク協議会が中心となって実施し、いずれも参加者から高い評価を得た。街頭啓発型の啓発活動については、主に卓上カレンダー等手元に長く残る工夫をした啓発物品を配布し、人権尊重の理念や相談電話番号の周知を図っており、一定程度の効果があったと評価できる。</p> <p>(必要性)                  (1) 公益性                  人権は、すべての国民に保障されており、人権の擁護に関する事務は、全国的な処理の統一や行政としての中立公正が強く要請されている。</p> <p>(2) 官民の役割分担                  国は、人権啓発活動ネットワーク協議会の運営(事務局事務)を通じ、年間啓発活動計画を策定するなど、同協議会の構成員の啓発活動の企画、調整を実施する。一方、(財)人権教育啓発推進センターにおいては、国からの委託を受け、人権関係情報データベースを作成することにより、同センターの情報収集及び研究成果がネットワーク協議会において活用されるなど、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとして、他の実施主体が行う人権啓発活動を側面から支援する役割を持つ。</p> <p>(3) 国と地方の役割分担                  国は、人権啓発活動ネットワーク協議会の運営(事務局事務)を通じ、年間啓発活動計画を策定するなど同協議会の構成員の啓発活動の企画、調整を実施する。一方、ネットワーク協議会の構成員である地方公共団体は、各地域の特色に応じた啓発活動を実施する。</p> <p>(4) 民営化・外部委託の可否                  啓発事業の実施部門における委託可能なものはともかく、啓発事業の企画、立案業務については、中立・公正な立場で関係地方公共団体、関係団体等と連絡、調整等の業務を行う必要がある、全国的に一定水準の人権尊重思想の普及高揚を実現するという観点からも、民間委託等は困難である。</p> <p>(5) 緊急性の有無                  内閣府の世論調査結果において、日本で人権が侵害されるようなことが次第に多くなってきたと答えた者の割合が過去最高(42%)となっており、早急に人権尊重理念の普及を図り、人権侵害を防止する必要がある。</p> <p>(6) 他の類似施策                  なし</p> <p>(7) 社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否                  人権の尊重は、日本国憲法の基本原理であるものの、今なお、様々な人権課題が発生している。社会情勢の変化により人権課題は多様化しており、施策の推進の必要性は更に高まることが予想され、今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、人権啓発活動の廃止等を行うことはできない。</p> <p>(効率性)                  (1) コスト                  3,210,086千円の内数(平成23年度要求額)</p> <p>(2) 手段の適正性                  啓発活動については、人権啓発活動ネットワーク協議会が主体となり、国、地方公共団体等の構成員が連携して行っており、手段は適正、妥当なものである。</p> <p>(3) 効果とコストとの関係に関する分析                  各種調査結果における高評価及びマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回っていることから、限られた行政資源で十分な効果を上げている。</p> <p>(4) 適切な受益者負担                  なし</p>			

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)

(1) これまで達成された効果, 今後見込まれる効果

啓発活動については, 平成21年度において, 多数の国民が参加していること, 各種調査結果においても高評価を得ていることから, 本活動については, おおむね初期の事業効果があったと評価できる。

今後見込まれる効果としては, 引き続き多くの国民が参加できる啓発活動を実施し, 人権が尊重される社会の実現を図る。

(2) 効果の発現が見込まれる時期

継続して啓発活動を行っており, 効果は発現している。

## 2 人権相談・調査救済体制の整備

(総合的評価)

様々な人権問題の解決を図るため, 法務局・地方法務局及びその支局における常設人権相談所を開設するほか, デパート, 公共施設等での特設人権相談所やインターネットによる相談窓口を開設するなどして, 相談者が, 面接, 電話及びインターネット等の様々な手段を通じて, いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。

特に, 子ども, 高齢者, 障害のある人及び女性等に関する人権問題については, 「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置, 「子どもの人権SOSモニター」の全国の小・中学生への配布, 高齢者施設, 知的障害者更生施設等の社会福祉施設における特設相談所の開設等により, 人権侵害等の状況の内容の把握に努め, 人権侵害の疑いがある場合には, 人権侵犯事件として救済手続を開始し, 迅速・的確に救済措置を講ずることができた。

(必要性)

(1) 公益性

人権問題を抱える相談者に適切な助言等を行い, 人権侵害の被害者の救済を目的とするものであり, 公益性を有する施策である。

(2) 官民の役割分担

民間団体においては, それぞれの専門性を活かした相談活動等を行っているが, 法務省の人権擁護機関では, 幅広い相談内容に対応し, 被害申告があった場合は速やかに救済手続を開始しており, 法律等の専門的知識を有する職員が, 公的機関として中立公正な立場から, 民間団体において解決が困難な事案についても積極的な対応を行っている。

(3) 国と地方の役割分担

地方公共団体においても, 各種の相談活動が行われ, また, 人権侵害の被害者の保護等にかかわる各種の施策が実施されているところであり, 国と地方公共団体との間で, 人権侵害の被害者保護等に向けた連携協力関係が深められている。

(4) 民営化・外部委託の可否

人権侵犯事件に係る調査及び被害の救済に関することは, 専門的知識を有する職員が, 中立公正な立場に立つて行う必要がある上, 公務員の職務執行に伴う事案等, 国の人権擁護機関でなければ行うことが困難な分野が多く存在しており, 民営化・外部委託にはなじまない。また, 人権相談に関することは, 相談内容に人権侵害の疑いがある場合には直ちに人権侵犯事件として救済手続を開始する必要があることから, 民営化・外部委託にはなじまない。

(5) 緊急性の有無

継続している施策である。

(6) 他の類似施策

なし

(7) 社会情勢の変化を受けた, 廃止, 休止の可否

現在においても, 様々な人権課題が発生しており, 施策の推進の必要性は更に高まることが予想されるため, 廃止, 休止はできない。

(効率性)

(1) コスト

3,210,086千円の内数(平成23年度要求額)

(2) 手段の適正性

人権相談を通じて, 相談者の抱える問題状況を改善し, 救済手続による適正, 迅速な被害者救済を進めていくために, 適切な手段である。

(3) 費用対効果分析等の効果とコストとの関係に関する分析

相談者の抱える問題状況の改善及び人権侵害の被害者の救済という効果をコストの面で量ることは適当でない。

(4) 適切な受益者負担

なし

(有効性)  
 (1) これまで達成された効果, 今後見込まれる効果  
 平成21年中に受けた人権相談の件数は, 257,275件に上り, 多くの人権にかかわる問題が, これら人権相談を通じ解消されるに至っており, 本施策は有効である。今後は, 人権相談体制を充実強化していくことにより, 相談を通じた相談者が抱える人権問題の解決がより充実することが見込まれる。  
 平成21年中に対応した人権侵犯事件数は21,309件に上り, 本施策により多くの人の被害救済が図られている。今後は, 様々な人権侵害が発生している現在, 高齢者や障害のある人など潜在化するおそれの高い被害者にかかる人権侵害への取組を強化することにより, 行政において簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じ, より実効的な被害の救済, 予防が図られることが見込まれる。  
 (2) 効果の発現が見込まれる時期  
 継続して行っている施策であり, 効果は発現している。

3 要求への反映の方向性

以上のとおり, 政策評価の観点からは, 人権の擁護に関する施策は, その必要性等が認められる。

しかしながら, 本年2月に設置された法務省予算監視・効率化チームの取組である行政事業レビューでは, 人権の擁護に関する施策について, 外部有識者からいくつかの指摘や意見がなされており, その評価結果を参考に, 予算の執行状況を踏まえた見直しの観点から, 各種物品や役務の調達に係る経費の削減や, 各種の活動の実施方法の見直しを行うこととした。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	子ども安全・安心加速化プラン (犯罪対策閣僚会議決定)	平成18年6月	- 1 - (2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理		評価方式	総合	番号	18
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度	23年度要求額	
(当初)	1,934,208	1,938,253		1,889,507	1,730,813	
(補正後)	1,927,484	1,938,253		1,889,507		
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	1,927,484 <0>	1,938,253 <0>				
支出済歳出額(千円)	1,674,276	1,426,960				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	253,208 <0>	511,293 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>目標：訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的利用の促進のための種々の施策を実施することにより、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正・迅速な処理を行い、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p> <p>測定方法：訟務組織における人的・物的体制の充実強化及び法律意見照会制度の積極的な利用促進に係る各種施策について、準備書面作成支援システムの改良内容及び改良に伴う事務の効率化状況、モバイルパソコン等の活用状況、テレビ会議装置の導入状況、訴訟担当者向けの研修、打合せ会等の開催回数、行政機関に対する法律意見照会制度の周知状況及び法律意見照会事件数、法律意見照会事件事例集の作成及び活用状況を用いて、適正・迅速な訴訟の進行に与える効果を分析する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備を図る必要があるところ、特に、物的資源の整備に当たっては、執行状況を踏まえて事業内容、単価等の見直しを図り、効率的かつ適正な執行を行う必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備を図るとの評価結果を踏まえ、準備書面データベースの充実強化を図るための経費を始めとする必要な経費を要求することとした。</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理				番号	18		(千円)	
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,889,507	1,730,813	146,088
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							1,889,507 の内数	1,730,813 の内数
対応表に おいて となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							1,889,507 の内数	1,730,813 の内数	146,088



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名：法務省大臣官房訟務企画課  
 担当者(連絡先)：長尾裕二(内線2648)

評価実施時期：平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</p>		<p>番号</p>	<p>18</p>
<p>政策の概要</p>	<p>訟務組織における人的・物的体制の充実・強化及び法律意見照会制度の積極的利用の促進のための種々の施策を実施することにより、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正・迅速な処理を行い、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  訟務組織における人的・物的体制の充実・強化については、準備書面作成支援システムの充実、新たに導入したテレビ会議装置の活用による争点整理等に要する時間の短縮、準備書面等の作成の効率化、各種会議等の開催による訟務担当者の能力向上への寄与を図った。また、法律意見照会制度の積極的な利用の促進については、所管行政庁等に対する法律意見照会制度の周知による利用促進、法律意見照会事例集の活用による担当者の事務処理能力向上を図った。</p> <p>(必要性)                  国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行するためには、上記(総合的評価欄)の諸施策に係る合理化機器の活用や法律意見照会制度の充実が必要不可欠である。</p> <p>(効率性)                  上記(総合的評価欄)の施策を実施することは、訟務組織がこれまでに蓄積してきた裁判を適正・迅速に処理するためのノウハウをより一層向上させることになり、限られた行政資源で適正・迅速な訴訟追行をすることができる。</p> <p>(有効性)                  本案訴訟で地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率(87.6パーセント)は前年度(84.2パーセント)を上回っている。これは、上記政策を実現するためのいずれの施策も訴訟追行の適正・迅速化に直接的・間接的に一定の効果として反映されたものと考えられ、それぞれの施策が的確かつ有効な手段であったといえる。</p> <p>(反映の方向性)                  上記諸施策の必要性、効率性、有効性のいずれも相応に評価することができることから、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正・迅速な処理のため、引き続き、訟務担当者の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び各行政機関等との協力関係の一層の充実・強化を図る。また、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等 個別表1 - に記載のとおり】</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等                  第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日                  平成17年1月21日</p>	<p>記載事項(抜粋)                  国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。</p>	

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	出入国の公正な管理		評価方式	総合・実績	番号	19
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
(当初)	22,037,787	22,514,893	22,423,385	24,628,564		
(補正後)	22,430,826	23,401,297				
前年度繰越額(千円)	-	489,429				
予備費使用額(千円)	-	0				
流用等増減額(千円)	-	0				
歳出予算現額(千円)	22,430,826 <0>	23,890,726 <0>				
支出済歳出額(千円)	21,133,108	22,549,721				
翌年度繰越額(千円)	489,429	0				
不用額(千円)	808,289 <0>	1,341,005 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>〔達成目標：不法滞在者を生まない社会の構築等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備については、当該法令の施行に向けた作業状況等の説明状況を中心的に評価し、その他の施策については、外部要因を踏まえつつ、不法滞在者及び偽装滞在者の在留状況、入国管理局の取組の実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。</li> </ul> <p>〔達成目標：円滑な入国審査を実施することによる国際交流等の増進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部要因を踏まえつつ、審査待ち時間20分以内という目標の達成状況、審査待ち時間の短縮に向けた取組に係る実施状況及びその問題点を検証するなど、総合的に分析する。</li> </ul> <p>〔達成目標：システム運用経費の削減〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最適化計画に基づき各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定する。</li> </ul>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人の増加に対応する不法滞在者等への対策を講ずること、その他不法滞在者を生まない社会の構築に向けて一層励むこと。</li> <li>・円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進を図ること。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法滞在者を生まない社会の構築に向け、バイオメトリクスシステムによる照合機能の強化、新たな在留管理システム導入等に係る予算を要望・要求。</li> <li>・円滑な出入国審査の実施のために、船上入国審査、審査ブースコンシェルジュの拡大、バイオメトリクスシステムによる審査処理の迅速化等の機能強化に係る予算を要望。</li> <li>・更にこれら厳格な審査と円滑な審査の両立・強化のため、及び違反摘発等のための増員を要求。</li> </ul>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		出入国の公正な管理				番号	19		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっ ているもの	A	1	一般会計	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	5,471,853	5,263,018	75,260
	A	2	一般会計	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	39,282	39,282	
	A	3	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	6,771,975	6,591,637	423,933
	A	4	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	10,140,275	12,734,627	76,663
	小計							22,423,385	24,628,564
対応表に おいて となっ ているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表に おいて となっ ているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
対応表に おいて となっ ているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計								
合計							22,423,385 の内数	24,628,564 の内数	575,856



政策評価調書(個別票②)(政策評価書要旨)

評価実施時期:平成25年度(平成22年度は中間報告)

担当部署名:入国管理局  
担当者(連絡先):補佐官(予算担当)北園 達郎 03-3580-4111(2726)

<p>政策名</p>	<p>出入国の公正な管理</p>		<p>番号</p>	<p>19</p>																																
<p>政策の概要</p>	<p>不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行なうとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。</p>																																			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) [達成目標1]不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組 出入国管理行政に対しては、在留管理と違法行為への取締りをより厳正かつ効果的に行うと同時に、適法に我が国に滞在する外国人が適正な行政サービス享受することができ、日本人と安心して共生できる社会を構築することが求められているところ、その基盤となる新たな在留管理制度の構築に向けた法改正を実施したほか、摘発体制の強化を始めとする総合的な不法滞在者対策を強力に推進し、安全かつ安心な社会の実現に貢献しており、その必要性・効率性・有効性が認められる。 [達成目標2]円滑な出入国審査を実施することによる国際交流等の増進 現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められているところ、入国審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の成果を挙げており、その必要性・効率性・有効性が認められる。</p> <p>(必要性) [達成目標1] 出入国管理は国の本来的業務であり、外国人との共生社会の実現、不法滞在者・偽装滞在者を生まない社会を構築するために、新たな在留管理制度の導入を始めとした各種施策について、国が取り組む必要がある。 [達成目標2] 出入国管理は国の本来的業務であり、観光立国実現を始めとする国際協調・国際交流の増進のための円滑な出入国審査の実現は直接国が行う必要がある。</p> <p>(効率性) [達成目標1] 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、新たな在留管理制度の導入を始めとした各種施策に取り組むことにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。 [達成目標2] 出入国審査の円滑化と出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対し、考え得る様々な施策を実施し、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。</p> <p>(有効性) [達成目標1] 安全かつ安心な社会の確保に向けた不法滞在者等対策を実施してきたところ、平成22年1月1日現在の本邦における不法残留者は前年同期と比較して18.8パーセント減少し、約9万2千人となっている上、導入を進めている新たな在留管理制度は不法滞在者の減少に更に有効である一方、正規在留者の利便性を向上させ共生社会実現に有効と考えられ、取組が妥当であったと評価できる。 [達成目標2] 事前旅客情報システムの効果的な活用やセカンダリ審査等種々の施策を実施したことにより、入国審査の迅速化、円滑化を図っており、妥当な取組であると考えている。 また、中部空港においては、目標値である最長待ち時間を平均で20分以下とすることができた。成田、羽田及び関西空港においては、20分以下とすることはできなかったものの、平成20年と比較すると2～10分の短縮が図られており、その他地方空港においても10空港において待ち時間の短縮が図られており、世界同時不況による外国人入国者の一時的減少という外部要因も認められるものの、審査待ち時間短縮に向けた取組が一定の効果を挙げたと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) [達成目標1]不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けた取組 新たな在留管理制度の導入に向けた取組及びバイオメトリクス機器の機能強化を含む不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。 [達成目標2]円滑な出入国審査を実施することによる国際交流の増進 最長待ち時間を年平均で20分以下に維持できるよう、今後も待ち時間の短縮に有効と考えられる事前旅客情報システム、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲートの積極的利用の促進を推進していくこととする。また、入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。 さらに、船上入国審査及び審査ブースコンシェルジュの配置の拡大を実施し、バイオメトリクス機器の機能強化のための調査研究を行うことで、システム運用の効率化を図るとともに審査時間の短縮化につなげる予定である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1523 1244 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法滞在者等を生まない社会の構築等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>政策の内容のうち不可欠かつ切り分けのできないものとして端的に目標とした。</td> </tr> <tr> <td>円滑な出入国審査を実施することによる国際交流等の増進</td> <td>空港での審査に要する最長待ち時間</td> <td>分</td> <td>(20年度)</td> <td>成田、関西、中部及びその他地方空港ともに30分台</td> <td>平均20分台</td> <td>平均20分台</td> <td>20分以下 (22年度)</td> <td>観光立国を始めとする国際交流増進は我が国の確立された目標であるところ、その基盤として不可欠で中心的な事項を目標とした。また、審査待ち時間は円滑の程度を端的に数値として示すものであるため指標とした。</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	不法滞在者等を生まない社会の構築等								政策の内容のうち不可欠かつ切り分けのできないものとして端的に目標とした。	円滑な出入国審査を実施することによる国際交流等の増進	空港での審査に要する最長待ち時間	分	(20年度)	成田、関西、中部及びその他地方空港ともに30分台	平均20分台	平均20分台	20分以下 (22年度)	観光立国を始めとする国際交流増進は我が国の確立された目標であるところ、その基盤として不可欠で中心的な事項を目標とした。また、審査待ち時間は円滑の程度を端的に数値として示すものであるため指標とした。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				19年度	20年度	21年度																														
不法滞在者等を生まない社会の構築等								政策の内容のうち不可欠かつ切り分けのできないものとして端的に目標とした。																												
円滑な出入国審査を実施することによる国際交流等の増進	空港での審査に要する最長待ち時間	分	(20年度)	成田、関西、中部及びその他地方空港ともに30分台	平均20分台	平均20分台	20分以下 (22年度)	観光立国を始めとする国際交流増進は我が国の確立された目標であるところ、その基盤として不可欠で中心的な事項を目標とした。また、審査待ち時間は円滑の程度を端的に数値として示すものであるため指標とした。																												
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」</p> <p>「経済財政改革の基本方針2009」</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年12月22日</p> <p>平成21年6月23日</p> <p>平成21年12月30日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「外国人の在留管理に必要な情報を一元的・正確かつ継続的に把握する制度を創設し、的確な在留管理を行う。・・・(以下略)」</p> <p>「国際競争力の高い魅力のある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善((中略)空港審査待ち時間の短縮等)」(以下略)」</p> <p>「訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす。」</p>																																	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成25年度(平成22年度は中間報告)

担当部局名:入国管理局  
担当者(連絡先):補佐官(予算担当)北園 達郎 03-3580-4111(2726)

政策名	出入国の公正な管理	番号	19
-----	-----------	----	----

**政策の概要**  
 出入国管理行政を取り巻く環境の変化に伴う、諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れ、利便性向上・負担の軽減と業務の効率化・合理化を図る。

**【評価結果の概要】**

**(総合的評価)**  
 システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成20年度においては位置情報システム、平成21年度においては次世代出入国審査システム(日本人分)運用を開始したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価できる。

**(必要性)**  
 公正な出入国管理は、本来的に国が担うべきであるところ、諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れ、より一層の利便性向上・負担の軽減と業務の効率化・合理化を図ることは社会のニーズに合致している。

**(効率性)**  
 出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、一層の業務の効率化・合理化を図るため、現行の業務・システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大限活用した業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

**(有効性)**  
 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最適化工程表の工程どおりに取り組んでおり、取組は妥当である。また、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものと評価できる。

**(反映の方向性)**  
 引き続き、平成24年度に導入する新たな在留管理制度の実施及び従来機能の拡充のためのシステム開発・設計等を実施していくこととしている。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値(年度)	実績値			目標値(年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	円	54.9億円(18年度)				オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。	厳格な入国審査の機能を確保しつつ、負担の軽減や業務の効率化を図る上で、システム効率化により運営経費を削減することが、全体を貫く端的な目標として適当である。その指標としては、現行システムを前提に必要な機能を確保し続けた場合に要する費用を基準に、抑制すべき経費額を明示することが適当である。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法務行政における国際協力の推進		評価方式	実績	番号	20
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	155,514	183,830		177,534		135,664
(補正後)	155,386	176,046				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	155,386 <0>	176,046 <0>				
支出済歳出額(千円)	148,091	165,693				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	7,295 <0>	10,353 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法						
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高い評価を得て目標を達成できたという結果を踏まえ、刑事司法運営の改善、国際協力の推進及び法制度整備支援活動のための経費等を平成23年度概算要求に計上することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度整備支援研究実施 要求額 35,357千円(22年度予算額41,435千円)</li> <li>・法制度整備支援研修実施 要求額 23,610千円(22年度予算額28,706千円)</li> <li>・グッドガバナンス地域セミナー開催 要求額 11,290千円(22年度予算額11,520千円)</li> <li>・国際研修等実施 要求額 63,767千円(22年度予算額68,192千円)</li> </ul>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		法務行政における国際協力の推進				番号	20		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	177,534	135,664	30,038
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						177,534 の内数	135,664 の内数	30,038
対応表に おいて となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						177,534 の内数	135,664 の内数	30,038	



政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

担当部局名:法務総合研究所  
担当者(連絡先):山本広美(内線2814)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>法務行政における国際協力の推進</p>		<p>番号</p>	<p>20</p>																																												
<p>政策の概要</p>	<p>国際連合に協力して行う研修・研究及び調査,並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し,法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより,国際協力を推進する。</p>																																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 達成目標に掲げた各指標については,いずれも目標を達成できたと評価できる。</p> <p>(必要性) 開発途上国から我が国に対する支援要請が高まりを見せる中,政府においても,平成21年4月に「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。また,これらの開発途上国に対する支援を行うことは国連を含む国際社会から強く要請されているところである。一方で,国際社会の平和と安全に貢献する法制度整備支援を我が国の国際協力・国際貢献としてより一層充実していくことも求められており,国際社会で枢要な地位を占める我が国としては,今後,我が国との密接な関係を有する外交政策上重要なアジア地域を視野に入れながら,国際協力・支援を一層・戦略的・効果的に推進していくことが必要不可欠である。</p> <p>(効率性) 国際研修等では開発途上国を中心に多数の国から参加が得られ,質の高い内容の研修を効率的に実施することにより,国連の犯罪防止施策に寄与するとともに,効率的に人的ネットワークを拡充することができた。また,法制度整備支援の実施に当たっても,その効果が最大限になるよう多様な手法を組み合わせることで支援を実施しており,ベトナムにおいては我が国が起草支援した国家賠償法が成立するなどの大きな成果を挙げたことから,本施策は効率性の観点から高く評価できる。</p> <p>(有効性) 参加した研修員の満足度はいずれも90%を超えており,地域セミナーでの勧告採択などの成果や国際会議の出席によって得られた情報及び人的ネットワークなどは,国際研修の運営にも役立てられている。また法制度整備支援による成果により,支援対象国間で相互の信頼を醸成し,我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであったことから,本施策の実施は有効性の観点から高く評価できる。</p> <p>施策については,必要性,効率性,有効性のいずれの観点においても高く評価できること,法務省が取り組む国際協力推進の礎として本施策を継続して実施することとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="416 1659 1248 1964"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際研修・セミナーの実施</td> <td>実施件数 参加人員 満足度</td> <td>回 人 %</td> <td>7回 72人 80%</td> <td>11回 114人 80%</td> <td></td> <td>前年度実績を維持</td> <td>基本目標を達成するためには,効果的な各種研修を通じて,諸外国においてこれらの分野を担う人材の能力の向上を図り,必要な知識・手法を習得させることが必要であることから,その達成状況を測るため,それぞれを指標とした。</td> </tr> <tr> <td>法制等の調査研究の実施</td> <td>派遣件数 招へい数</td> <td>件 人</td> <td>4件 9人</td> <td>3件 8人</td> <td></td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際会議の開催</td> <td>開催回数 参加人員</td> <td>回 人</td> <td>1回 105人</td> <td>1回 121人</td> <td></td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際会議への参加</td> <td>参加回数 参加人員</td> <td>回 人</td> <td>3回 5人</td> <td>3回 4人</td> <td></td> <td>同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度		国際研修・セミナーの実施	実施件数 参加人員 満足度	回 人 %	7回 72人 80%	11回 114人 80%		前年度実績を維持	基本目標を達成するためには,効果的な各種研修を通じて,諸外国においてこれらの分野を担う人材の能力の向上を図り,必要な知識・手法を習得させることが必要であることから,その達成状況を測るため,それぞれを指標とした。	法制等の調査研究の実施	派遣件数 招へい数	件 人	4件 9人	3件 8人		同上		国際会議の開催	開催回数 参加人員	回 人	1回 105人	1回 121人		同上		国際会議への参加	参加回数 参加人員	回 人	3回 5人	3回 4人		同上	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																						
				19年度	20年度																																											
国際研修・セミナーの実施	実施件数 参加人員 満足度	回 人 %	7回 72人 80%	11回 114人 80%		前年度実績を維持	基本目標を達成するためには,効果的な各種研修を通じて,諸外国においてこれらの分野を担う人材の能力の向上を図り,必要な知識・手法を習得させることが必要であることから,その達成状況を測るため,それぞれを指標とした。																																									
法制等の調査研究の実施	派遣件数 招へい数	件 人	4件 9人	3件 8人		同上																																										
国際会議の開催	開催回数 参加人員	回 人	1回 105人	1回 121人		同上																																										
国際会議への参加	参加回数 参加人員	回 人	3回 5人	3回 4人		同上																																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 法整備支援に関する基本方針 経済財政改革の基本方針2009(骨太の方針2009)</p>	<p>年月日 平成21年4月22日(第21回海外経済協力会議) 平成21年6月23日(閣議決定)</p>	<p>記載事項(抜粋) …法制度整備支援は…我が国が将来に渡り,国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり,戦略的な支援を展開していく必要がある。 アジア・世界の持続的成長への貢献 アジア諸国を中心に「法制度整備支援に関する基本方針」を踏まえ,法制度整備支援を推進する。</p>																																													

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	施設の整備		評価方式	事業	番号	21
	20年度	21年度				
歳出予算額(千円)						
(当初)	23,010,260	26,459,485		22,762,496		26,317,306
(補正後)	34,826,231	96,760,897		22,762,496		
前年度繰越額(千円)	51,655,477	26,235,826				
予備費使用額(千円)						
流用等増減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	86,481,708	122,996,723				
	<0>	<0>				
支出済歳出額(千円)	60,245,085	44,034,756				
翌年度繰越額(千円)	26,235,826	78,499,299				
不用額(千円)	797	462,668				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行うことが達成すべき目標であり、同目標の達成度合いの測定方法については、「事業計画の効果」が適切に反映されていることを確認する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第3号に該当する政策について、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施し、新規採択事業としての要件を満たしたものについて、施設の整備に要する経費を要求した。</p>					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	施設の整備					番号	21		(千円)	政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて となっているもの	A	1	一般	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	20,664,501	24,156,931	9,764	
	A	2	一般	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,097,995	2,160,375		
	小計						22,762,496	26,317,306	9,764	
対応表に おいて となっているもの										
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	>	
							<	>	>	
							<	>	>	
	小計									
対応表に おいて となっているもの							<	>	>	
							<	>	>	
							<	>	>	
	小計									
合計						22,762,496	26,317,306	9,764		

政策評価調書(個別票 -3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		施設の整備				番号	21		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	うち執行状況の反映による見直し額(C)	
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
矯正収容施設の整備充実	A	1	11,281,284	16,133,661	4,852,377	6,053		6,053	執行状況を踏まえ、法務省施設整備に必要な経費の附帯事務費について、その必要性や妥当性などの観点から、旅費及び庁費を見直したことによる削減を行った。
官署施設の整備充実	A	1	9,383,217	8,023,270	1,359,947	3,711		3,711	執行状況を踏まえ、法務省施設整備に必要な経費の附帯事務費について、その必要性や妥当性などの観点から、旅費及び庁費を見直したことによる削減を行った。
合計			20,664,501	24,156,931	3,492,430	9,764		9,764	

政策評価調書(個別票) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:大臣官房施設課

<p>政策名</p>	<p>施設の整備</p>		<p>番号</p>	<p>21</p>								
<p>政策の概要</p>	<p>宇都宮法務総合庁舎新営工事 必要な法務総合庁舎等を整備し、業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。</p>											
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。</p> <table border="1" data-bbox="367 797 1426 992"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 797 676 893">                     名 称 \ 評価の観点 (基準)                 </th> <th data-bbox="676 797 919 893">                     事業計画の必要性 (100点以上)                 </th> <th data-bbox="919 797 1168 893">                     事業計画の合理性 (100点)                 </th> <th data-bbox="1168 797 1426 893">                     事業計画の効果 (100点以上)                 </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 893 676 992">                     宇都宮法務総合庁舎新営工事                 </td> <td data-bbox="676 893 919 992">                     109点                 </td> <td data-bbox="919 893 1168 992">                     100点                 </td> <td data-bbox="1168 893 1426 992">                     133点                 </td> </tr> </tbody> </table>				名 称 \ 評価の観点 (基準)	事業計画の必要性 (100点以上)	事業計画の合理性 (100点)	事業計画の効果 (100点以上)	宇都宮法務総合庁舎新営工事	109点	100点	133点
名 称 \ 評価の観点 (基準)	事業計画の必要性 (100点以上)	事業計画の合理性 (100点)	事業計画の効果 (100点以上)									
宇都宮法務総合庁舎新営工事	109点	100点	133点									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>									

## 政策評価調書(個別票 -1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	法務行政の情報化		評価方式	番号	22
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額	
( 当 初 )	1,294,224	1,398,711	1,239,055	997,859	
( 補 正 後 )	1,256,303	1,358,052			
前年度繰越額(千円)					
予備費使用額(千円)					
流用等増 減額(千円)					
歳出予算現額(千円)	1,256,303 <0>	1,358,052 <0>			
支出済歳出額(千円)	1,255,755	1,155,210			
翌年度繰越額(千円)					
不用額(千円)	548 <0>	202,842 <0>			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	法務行政手続の情報化及び業務システムの基盤整備を更に推進する。				
政策評価結果を受けて 改善すべき点					
評価結果の予算要求等 への反映状況					

政策評価調書(個別票 -2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	法務行政の情報化					番号	22		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて となっ て いるもの	A	1	一般	法務省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,239,055	997,859	167,744
	小計						1,239,055	997,859	167,744
対応表に おいて となっ て いるもの									
	小計								
対応表に おいて となっ て いるもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
対応表に おいて となっ て いるもの							<	>	<
							<	>	<
							<	>	<
	小計								
合計						1,239,055	997,859	167,744	

